

第 4 回 口 頭 弁 論 調 書

事 件 の 表 示	令和5年(ワ)第28号
期 日	令和5年12月6日午後1時30分
場所及び公開の有無	札幌地方裁判所小樽支部民事法廷で公開
裁 判 長 裁 判 官	大 倉 靖 広
裁 判 官	池 上 恒 太
裁 判 官	斎 藤 由 里 阿
裁 判 所 書 記 官	阿 部 知 央
出頭した当事者等	原告 野村一也 被告ら代理人 土田慧 被告ら代理人 下矢洋貴
指 定 期 日	令和6年1月24日午前11時45分(判決言渡し)

弁 論 の 要 領 等

原告

- 1 準備書面2(令和5年8月2日付け)、準備書面3(同年11月13日付け)、第1の1項及び7項を除き訴状補正書4(同年11月13日付け)及び訴状補正書5(同年12月6日付け)各陳述
- 2 上記準備書面2は、被告難波に対して陳情の取扱いが不当であることを主張するものである。
- 3 上記準備書面3は、被告蘭越町に対してホームページ外注に係る情報公開請求の中でなされた一連の対応について不法行為であることを主張するものである。





- 4 「黒幕」という発言については、原告が撤回したのにもかかわらず、繰り返し発言を引っ張り出されたことが、原告に対して不快感を与え、感情を害されたものである。
- 5 主張立証にはなお時間を要する。

被告ら

上記各準備書面によっても、不法行為の特定はされておらず、不法行為の成立を争う。

証拠関係別紙のとおり

裁判長

弁論終結

裁判所書記官 阿 部 知 央

これは謄本である
令和6年1月22日
札幌地方裁判所小樽支部
裁判所書記官

阿 部 知 央

